令和８年度

暫定自動車駐車場貸付に伴う
事業者公募実施要領

川　越　市

目　　次

暫定自動車駐車場貸付に伴う事業者公募の流れ（概要）・・・・・１

暫定自動車駐車場貸付に伴う事業者公募実施要領
第１　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
１　目的
２　事業手法
３　貸付物件（土地）の概要

第２　用途、貸付条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
１　用　途
２　賃貸借契約期間
３　利用形態、料金
４　経費の負担
５　土地の引渡し
６　土地付属設備について
７　接道状況
８　契約満了時の土地返還
９　駐車場の整備工事
１０　駐車場の開設期間
１１　整備、運営にあたっての条件
１２　貸付にあたっての条件
１３　その他

第３　入札参加手続き及び事業者決定・・・・・・・・・・・・・６
１　スケジュール
２　入札参加手続き
３　入札参加者の資格要件
４　入札参加資格の審査
５　資格の喪失に関する事項
６　物件の現地説明
７　落札者の決定

第４　契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　契約締結
２　賃料
３　賃料の改定
４　契約保証金

暫定自動車駐車場貸付に伴う事業者公募の流れ(概要)

暫定自動車駐車場貸付に伴う事業者公募（以下「事業者公募」という。）は、一般競争入札により、市が定めた予定価格（最低貸付価格）以上で最も高い価格で入札された方を落札者として決定します。

１　質問書の受付

本事業者公募への参加を希望する事業者は、「質問書（様式１）」を提出することができます。

【受付期間】　令和８年１１月２４日（火）～令和８年１１月３０日（月）

【提出方法】　電子メールにより提出

kanzai@city.kawagoe.lg.jp（川越市管財課アドレス）

【様　　式】　ホームページに掲載

２　入札参加申込

「一般競争入札申込書（様式２）」、「事業実績調書（様式３）」、「誓約書（様式４）」に必要事項を記入・押印の上、関係書類を添えて、受付期間内に川越市財政部管財課（川越市役所本庁舎４階）へ提出（持参）してください。

【事前予約】　川越市財政部管財課（川越市役所本庁舎４階）

０４９－２２４－５６３３（管財課直通）

※来庁日時について、事前予約をお願いします。

【受付期間】　令和８年１２月１０日（木）～令和８年１２月１１日（金）

受付時間：午前9時～午後4時30分（正午から午後1時までを除く）

３ 入札及び開札

申込者は、入札日当日、入札及び開札の時間までに「入札書（様式５）」を封入のうえ持参してください。(時間厳守)

【入札及び開札】　令和８年１２月１７日（木）午前10時00分

【　場　　所　】　川越市役所　本庁舎３階　３Ａ会議室（川越市元町１丁目３－１）

予定価格（最低貸付価格）（月額　非課税）	196,000 円／月

４ 契約締結及び契約保証金

落札者と開札日から概ね３週間の間に土地賃貸借契約を締結します。

契約締結時までに契約保証金として契約総額（落札金額×契約月数）の１００分の１０（１円未満切り上げ）以上の額を川越市の発行する納入通知書により納付して頂きます。

５ 土地の引渡し

土地は契約開始日に現状有姿により事業実施者に引渡します。

暫定自動車駐車場貸付に伴う事業者公募実施要領

第１　概要

１　目的

川越市（以下「市」という。）が所有する土地について、貸付による暫定活用を図るため、自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置、管理及び運営を行う事業者を一般競争入札により募集するものです。

２　事業手法

入札により落札した事業者（以下、「落札者」という。）が市と土地賃貸借契約を締結し、契約を締結した同事業者（以下、「事業実施者」という。）が自らの責任と費用で駐車場事業を行うものとします。

３　貸付物件（土地）の概要

⑴　所在地：川越市六軒町二丁目１５番２

⑵　面　積：395.01 ㎡

⑶　所有者：川越市

⑷　位置図：



第２　用途、貸付条件等

１　用　途

平面式自動車駐車場に限ります。

（※注１）

原則として、上記以外の用途に使用することは認めません。ただし、清涼飲料水の自動販売機等、駐車場利用者の利便性向上に資する設備については、事前協議のうえ設置できるものとします。

（※注２）

駐車場内の一部においてカーシェアリングを導入すること、またその附帯設備を設置することは事前協議のうえ認めますが、土地に定着する堅固な建物を建築することは認めません。

２　賃貸借契約期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２４箇月間）

（※注３）

賃貸借契約期間は、市及び事業実施者と協議のうえ、１年間の更新ができるものとしますが、更新回数は３回を限度とし、最長で５年間（令和１４年３月３１日まで）、契約を更新できるものとします。

（※注４）

賃貸借契約期間には駐車場開設のほか、駐車場整備工事及び土地返還時の設備撤去工事期間が含まれます。駐車場閉鎖期間及び工事期間中も賃料が発生しますのでご留意ください。

３　利用形態、料金

月極、時間貸等の利用形態及び利用料金は事業実施者が定めるものとします。

４　経費の負担

駐車場の整備及び管理、運営、修繕等に係る経費及び、運営に係る光熱水費等は事業実施者の負担となります。

５　土地の引渡し

土地は契約開始日に原則、更地により事業実施者に引渡します。ただし、前事業実施者と事業実施者が双方合意した時は、その限りではありません。

（※注５）

土地引渡し前に整備工事等を実施することはできません。

６　土地付属設備について

土地付属設備（仕切り、照明等）の新設、改造及び撤去等を行う場合には、市及び関係者と事前に協議のうえ、整備等を行ってください。また、隣接土地との敷地境界付近における土地付属設備については、必要に応じて隣接土地所有者とも協議を行ってください。

なお、既存土地付属設備に起因し、車両破損等の損害が発生した場合、川越市は損害賠償等の責任は負いません。

⑴　西側敷地境界

西側敷地境界には、敷地内に市所有のブロックフェンスが既設されていますが、西側隣接土地は、民有地で個人住宅となっており、視認性を配慮する必要がありますので、事業実施者の負担により、目隠し効果のある仕切りを設置してください。

なお、駐車場の整備・運営にあたり市所有のブロックフェンスを改造又は撤去する場合は、事業実施者の負担によりご対応ください。

仕切りの使用は以下のとおりとしてください。（別添施工参考図を参照）

内　　容	数量・種類	備　　考
高　さ	２m程度	
延　長	約１６m	
素　材	パネルや波板なども可	色は有色（無色・白色は不可）

※新たにブロック塀を設置する場合、ブロックの高さは１．２m以下としてください。

⑵　南側敷地境界

南側敷地境界には、仕切り等がなく、南側隣接土地（川越市所有地）側の高さが３０ｃm程度高い状態となっています。

上記の状況から、事業実施者の負担により、敷地内に仕切りを設置してください。

また、隣接市有地の土砂が敷地内へ流入するおそれがありますので、必要に応じて矢板を設置するなど、土留め対策を行ってください。

仕切りの使用は以下の通りとしてしてください。（別添施工参考図を参照）

内　　容	数量・種類	備　　考
高　さ	１．２m以上	
延　長	約２４m	
素　材	指定なし	

⑶　地下埋設物

土地は地下埋設物を含めての引渡しとなりますが、敷地内における地下埋設物の調査は実施しておりません。土地引渡し後、コンクリート殻などの地下埋設物が発掘された場合には、事業実施者の負担により処分等を行ってください。

また、敷地の一部には、インフラ設備（水道管・ガス管等）が残置されています。

水道管は、供給の接続箇所でキャップ止めし、休止の取り扱いとしており、現地には埋設箇所の目印が設置されています。駐車場の整備・運営にあたり、支障となる場合には、市と協議のうえプラスチック杭等に設置し直すことも可能です。（別添現況図を参照）

７　接道状況

当該地は東側境界で市道 1200 号線と、北側境界で市道 1199 号線と接道しており、２路線とも一方通行となっています。また、接道部分の道路幅員については、道路台帳上、市道 1200 号線は７．２ｍ、市道 1199 号線は４．６ｍとなっています。

８　契約満了時の土地返還

事業実施者は契約満了日に次の要件を全て満たしたうえで、市に土地を返還するものとします。

⑴　駐車場設備等（契約開始日以降に設置された外周仕切り、照明灯を含む）を全て撤去し、原状回復すること。ただし、市が撤去を要さないと認めた駐車場設備等については、残置することができる。

⑵　駐車場利用者等と締結した契約がある場合は、全て解除すること。

⑶　契約開始日以降に、滅失した境界標がある場合は、これを復元すること。

⑷　放置車両等がある場合は、事業実施者の責任と負担で撤去すること。

９　駐車場の整備工事

駐車場の設備配置、区画等は事業実施者が定めるものとしますが、施工内容については市と事前協議を行ってください。

１０　駐車場の開設期間

駐車場の開設期間は、賃貸借契約期間内において事業実施者が決定するものとします。

（※注６）

賃貸借契約期間は、駐車場整備工事及び土地返還時の設備撤去工事期間を含みます。
そのため、駐車場の開設日及び閉鎖日は工事期間を考慮の上決定してください。

１１　整備、運営にあたっての条件

駐車場の整備、運営方法等は原則として事業実施者の責任において決定するものとします。ただし、近隣への配慮、トラブル防止等の観点から次に掲げる事項については、必ず対応できることを条件とします。

⑴　駐車場整備工事及び供用開始前に近隣住民へ事前周知を行うこと、また、近隣住民からの苦情、要望等には誠意を持って対応すること。

⑵　トラブル発生時に、駐車場利用者が常時事業実施者に連絡できる体制（直通電話・インターホン等の設置、または緊急連絡先の掲示を行う等）を整え、かつ緊急時は迅速に現地に係員を派遣し対応ができる体制を整えること。

⑶　市が駐車場の利用状況について、調査、確認を行うときは、事業実施者は調査に協力し、また市に対し利用状況を報告すること。

１２　貸付にあたっての条件

貸付にあたっては、以下の条件を遵守してください。

⑴　譲渡等の禁止

当該地の賃借権を第三者に譲渡すること、又は第三者に転貸することはできません。

１３　その他

⑴　事業実施者は上記に定める条件のほか、関連する法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該土地を使用し、駐車場の運営を行うものとします。

⑵　貸付物件は、令和２年３月に確定測量済みですが、令和３年度に市が実施した建物解体工事の影響により、北東側の境界標１点が滅失したことから、市において復元測量を実施し、境界標を金属プレートからコンクリート杭へ変更し、復元しました。

第３　入札参加手続き及び事業者決定

１　スケジュール

実施要領公表日	令和８年１１月１６日（月）
質問書の受付	令和８年１１月２４日（火）から 令和８年１１月３０日（月）まで
入札参加申込の受付	令和８年１２月１０日（木）・１１日（金）
入札書の提出、開札	令和８年１２月１７日（木）午前 10 時
土地賃貸借契約の締結	令和９年１月中旬（予定）
土地の引渡し （契約開始日）	令和９年４月１日（木）

２　入札参加手続き

⑴　質問書の提出

本事業者公募への参加を希望する事業者は、質問書（様式１）を提出することができます。提出に当たっては、様式 1 に所要の事項を記入し、上記の質問書の受付期間内に電子メール（添付ファイル）により送付してください。

作成に使用するソフトは、マイクロソフト社の Excel とします。様式は、市のホームページに掲載するので、ダウンロードして使用してください。

・質問書提出先：kanzai@city.kawagoe.lg.jp（川越市管財課アドレス）

⑵　質問回答の公表

質問に対する回答は、質問書の受付終了から入札参加申込書類の受付開始までの間に市ホームページ上で公表します。回答にあたっては、全事業者の質問内容及び回答を公表することとしますが、事業者名等は公表しません。なお、当事業者公募と関係のない質問については回答しません。

⑶　入札参加申込書類の提出

ア　本事業者公募への参加を希望する事業者は、イに定める入札参加申込書類を令和８年１２月１０日（木）または１１日（金）に担当窓口に持参し提出してください。受付時間は、各日午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く）となります。

なお、入札参加申込書類の提出時、職員が書類の確認を行い、必要に応じ内容の聞き取り等を実施しますので、書類の受理に時間を要する場合があります。

また、円滑な書類受理のため、来庁日時について**事前予約**のうえ、調整ができるようご協力をお願いします。

・担当窓口　川越市財政部管財課（川越市役所本庁舎４階）
・所在地　　川越市元町１丁目３番地１
・連絡先　　０４９－２２４－５６３３（管財課直通）

イ　入札参加申込書類

No.	名　　称	説　　明
1	一般競争入札参加申込書	様式２
2	事業実績調書	様式３
3	商業・法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	提出日から起算し交付から３箇月以内のもの
4	法人印鑑証明書	提出日から起算し交付から３箇月以内のもの
5	法人概要書	企業の事業実績・概要等が分かる案内パンフレット等
6	直近の納税証明書 （１）から（３）	(1) 国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書（その３の３） (2) 本店所在地の市町村税に係る納税証明書 (3) 川越市内に支店又は事業所等が存在する場合は、川越市の市税に係る納税証明書 ※税の滞納がないことを確認できるものを提出してください。
7	誓約書	様式４
8	委任状	様式６
提出部数		各１部

※担当者の方が開札に参加する場合は、法人代表者からの委任状をご提出ください。
※入札参加申込書類に不備があった場合、受付できませんのでご注意ください。

３　入札参加者の資格要件

(1)　入札参加資格

次のいずれにも該当する事業者を対象とします。

ア　自動車駐車場の整備及び運営業務について、２年以上の実績を有していること。

イ　川越市内において自動車駐車場の運営実績がある、または、自動車駐車場の運営に関し、国、自治体等の公共団体と契約を締結し、履行した実績があること。（実績を事業実績調書（様式３）に記載してください。）

ウ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第 167 条の４第１項各号及び同条第２項各号のいずれかに該当しないこと。

エ　川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成５年９月２８日施行）の規定に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。

オ　川越市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成８年７月１日施行）の規定に基づく指名除外措置等を受けていない者であること。

カ　経営不振の状態（会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがなされたとき、会社更生法（平成１４年法律第 154 号）第１７条第１項に基づき更生手続開始の申立

てがなされたとき、民事再生法（平成１１年法律第 225 号）第２１条第１項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき。）でないこと。

キ　銀行取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される法人でないこと。

ク　国税並びに市税を滞納していないこと。

ケ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過していないものの統制下にある者でないこと。

コ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第 147 号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

⑵　入札参加資格の基準日

ア　入札参加資格を確認する基準日は、入札参加申込書類の受付時点とします。

イ　申込者が入札参加申込書類の受付から契約締結までの期間に上記⑴の入札参加資格に該当しなくなった場合は、失格とします。

４　入札参加資格の審査

入札参加申込書類の提出時に、市が入札参加資格の審査を行い、適当と認めた場合に、申込者へ以下の書類を交付します。

①　一般競争入札参加申込書（様式２）の写し

②　入札書（様式５）

③　委任状（様式６）

５　資格の喪失に関する事項

申込者が次のいずれかに該当したときは、入札参加資格を失うものとします。

⑴　入札参加申込書類の提出日、提出場所及び提出方法等が本実施要領に適合しないとき。

⑵　提出した入札参加申込書類の審査の結果、上記⑴の入札参加資格に該当しないと認められたとき。

⑶　提出した入札参加申込書類に虚偽の記載があると判明したとき。

⑷　その他、不正な行為があったと市が認めたとき。

６　物件の現地説明

物件の現地説明は省略します。

７　落札者の決定

⑴　決定方法

落札者は、一般競争入札の方法により、市が定めた予定価格（最低貸付価格）以上の価格で入札し、かつ、最も高い価格を入札した者とします。

予定価格（最低貸付価格） （月額　非課税）	196,000円／月

（※注７）

最高入札額が２者以上で同額となった場合は、くじにより落札者を決定します。

（※注８）

予定価格（最低貸付価格）は、川越市の賃貸借料算定方法に基づき定めています。

⑵　入札及び開札

期　　日　：　令和８年１２月１７日（木）

入 札 会 場　：　川越市役所　本庁舎３階　３Ａ会議室

（川越市元町一丁目３番地１）

入札及び開札　：　午前10時00分

（※注９）

申込者は、入札日当日、開札時間までに入札書（様式５）を封入のうえ持参し、担当に提出してください。(時間厳守)

（※注１０）

１事業者につき、一つの入札書の提出しか行うことができません。

（※注１１）

入札書の書式は、入札参加申込書類を受理した後、事業者にお渡しします。

（※注１２）

入札書の事前提出はできません。必ず入札日当日に持参のうえ提出してください。

⑶　入札保証金

免除とします。

第４　契約締結

１　契約締結

落札者と開札日から概ね３週間の間に土地賃貸借契約を締結します。

２　賃料

賃料は、入札書の金額（非課税）のとおりとします。賃料は、工事期間中も含め、契約開始日から満了日までの間、発生するものとします。

また、賃料は毎月払いとし、毎月の末日（末日が金融機関の休業日の場合には、直前の金融機関の営業日）までに、当月分の賃料を市が発行する納入通知書または請求書により支払うものとします。ただし、落札者が振込手数料の負担する場合は、川越市指定の口座への振り込みによる支払いも可能とします。

なお､貸付期間が１箇月に満たないとき又は貸付期間に１箇月未満の端数があるときは、当該月の日数に応じて日割り計算した金額をもって清算します。

３　賃料の改定

賃料は、地価の高騰、公租公課の増加等経済情勢の変動があった場合、または天災その他事業者の責めに帰することができない事由により、長期にわたって駐車場を運営することが困難となった場合は協議のうえ改定できるものとします。

４　契約保証金

落札者は、契約締結時までに契約保証金として契約総額（落札金額×契約月数）の１００分の１０以上（１円未満切り上げ）の額を、市の発行する納入通知書にて納付するものとします。

契約保証金は、賃料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。

なお、契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、事業実施者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

また、事業実施者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は市に帰属することになります。

担　当　：川越市元町１丁目３番地１
　　川越市財政部管財課（川越市役所本庁舎４階）
電　話　：０４９－２２４－５６３３（直通）
Ｅメール：kanzai@city.kawagoe.lg.jp